

10月の消防広報重点事項

発行 令和3年9月9日
盛岡市危機管理防災課
編集 盛岡中央消防署

乾燥する時期の火入れ、野焼きにご注意を！

秋は、田畑や森林等で火入れや野焼きを行う機会が増える季節です。その一方で、空気が乾燥するうえ、風の強い日が多く、火災が延焼拡大しやすい時期でもありますので、作業中の火入れや野焼きには十分注意しましょう。

また、野外焼却（野焼き）から建物や車に延焼拡大する火災は、「**焼却中にその場を離れる**」、「**消火が不十分**」といった**人為的な要因**や**気象状況（風向き等）の変化**によって発生していますので、野外焼却（野焼き）をする場合は、次のことに注意しましょう。

- 強風時や空気が乾燥しているときは、実施しないこと。
- 風の向きや強さに気を付け、焼却時間は短くする。
- 消火用の水や消火器を準備し、完全に消火するまではその場を離れない。
- 火災とまぎらわしい煙が出る場合は、消防署に届出をする。
(野焼きを許可するものではありません。)

○火入れと野焼きの違いについて

火入れとは・・・

森林又は森林に隣接している周囲1kmの範囲にある原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木や立竹、雑草、堆積物を**面的に焼却する行為**です。(森林法第21条)※**市町村長の許可が必要**となります。

野外焼却（野焼き）とは・・・

野山の枯れ草や廃棄物を野外で焼却する行為であり、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令**」によって、**例外として認められている行為**を除いて、**原則禁止**されています。

○例外として認められている野外焼却（野焼き）とは

- 法令に基づく焼却（伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却）
- 風俗習慣上の行事のための焼却（火祭り、どんと焼き等）
- 農林漁業のためのやむを得ない焼却（草、木の葉、枝、もみがら、わら等の焼却）
- 学校教育等のための焼却（キャンプファイヤー等）
- 落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却（落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空き地の刈り取った草木の焼却）

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」から
「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に変わりました！

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

- 1 出火防止
火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 早期発見
定期的な点検
ボタンを押す ひもを引く
火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 延焼拡大防止
防火カーテン
防火アームカバー
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する
- 4 初期消火
火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 早期避難
お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 地域の助け合い
防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

盛岡市内の1月から8月までの火災件数

	令和3年	令和2年	比較増減
火災件数	37件	19件	18件増
死者数	5人	2人	3人増

令和3年8月中の火災1件の内訳

8月29日 羽場 住宅兼物置1棟全焼 死者1名 負傷者1名